

中野区いじめ重大事態に関する調査報告書の公表方針

第1 はじめに

いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める重大事態が発生した場合、同項および中野区いじめ防止等対策推進条例第15条第1項に基づき調査を行い、調査報告書を作成する。

この方針は、文部科学省ガイドラインの記載を踏まえ、中野区教育委員会及び学校における調査報告書の公表について、公表するかどうかの判断基準や公表方法などの基本的な事項を、あらかじめ定めておくものである。

第2 基本姿勢

1 調査報告書を公表する意義・目的

いじめの事実解明のみならず、同種の事案の再発防止や学校及び教育委員会の対応の検証を調査の重要な目的に位置付けていることに鑑み、以下のことを公表の意義・目的とする。

- 当該事案への事実関係に対する憶測や誤解を防ぎ、社会全体でいじめ防止対策を考える契機とする。さらには、いじめ問題を取り巻く諸課題についても考える契機とし、児童生徒の尊厳を保持し、安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりに寄与する。
- 調査報告書に示された考え方を広く共有し、いじめの問題への対策に関して教育委員会および学校が目指すべき方向性を明らかにする。
- 学校と教育委員会が、発生事案に真摯に向き合い、児童生徒の健全育成を第一義として、不断の見直しを図りながら、公正かつ適切ないじめの未然防止策やいじめ防止体制の構築等を推進し、同種事案の再発防止、いじめの早期発見・対応、早期解決を図る。
- 地域・家庭・学校・関係機関が協働して、いじめの未然防止や早期発見に向けた教育環境を創りあげていけるように、一層の開かれた学校づくりに向けた取組を推進する。
- 調査の公正性・中立性を担保し、調査結果の信頼性を保つ。

2 調査報告書を公表する影響

(1) 調査への重大な影響

調査結果の全てを公表することとした場合、当該事案の事実関係を解明するために聴き取り等をする児童生徒、保護者及び教職員等（以下「調査対象者」という。）に以下のような反応が引き起こされ、調査に重大な影響が生じることに配慮する。

- 調査対象者において供述者が自己であることの発覚を懸念し、事情聴取等への協力拒否、回答内容の変遷などといった事態が生じかねず、真実の把握が難しくなることが考えられる。
- 各関係機関（こども家庭センター、警察、相談機関、医療機関及び他の支援機関）において、関係当事者との関係性や自らの事業執行への影響を懸念し、十分な回答が得られなくなるおそれがある。

(2) 関係当事者への影響

いじめは社会的に関心の高い事象であり、特に重大な結果が生じたような事案については、報道機関による報道がなされたり、時には事実に基づかない根拠のない噂がインターネットやSNS上で拡散されたりすることを鑑みると、公表することにより、以下のような関係当事者への影響が生じることに配慮する。

- 一定の範囲で学校情報や生活情報を共有する同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、関係当事者の個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や内心を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じる。
- 人間関係の詳細や言動の様子、争いや対立の実情が明確になることにより、関係当事者と周囲の児童生徒、また保護者等との関係に悪影響を及ぼし、対象児童生徒の登校再開や立ち直り、対象児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等に支障が生じるなど、児童生徒の成長が阻害される。
- いじめの要因に対象児童生徒及び関係児童生徒の病気や特性、家庭内の人間関係や経済的事実等が密接に絡んでおり、調査報告書にも記載されている場合、プライバシーに関わる内容が晒されかねない。
- インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される事態が発生し、興味本位な書き込みや、誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童生徒の成長を阻害する状況が生じかねない。

3 調査報告書の公表の在り方

調査報告書の公表については、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表を行う。なお、公表する場合の公表内容、公表方法については、以上に述べた公表の目的と影響を踏まえて次の方針により、検討する。

(1) 公表の可否の判断の方針

- ア 対象児童生徒及びその保護者の公表の意向や、公表の意義・目的と公表することによる弊害を総合的に勘案し、特段の支障が生じないと判断した場合、調査結果を公表する。なお、保護者が公表を望む場合であっても、対象児童生徒本人が公表を望まない意思を示しているとき、または明確な意向を示さないときは、調査報告書のうち再発防止策に関する部分（記載内容から具体的ないじめの事実関係や当事者の属性が推測できる部分を除く。）のみを公表対象とするなど、公表範囲を限定することとする。
- イ なお、公表する内容については、個人が特定されないようにするとともに、公表することが児童生徒・保護者などの調査対象者における生活環境等に影響が生じ得ないように特段の配慮をする。
- ウ 下記の事案は、公表の意義・目的に資する実益が公表による弊害よりも劣ると考えられ、公表すべき必要性が低いと考えられる例として、個別事案の特性等に照らし、公表の是非を判断する。
 - (ア) 「重大事態の疑い」があるとして調査をしたが事実が認められなかったもの。
 - (イ) 不登校に繋がっているいじめ事案において、不登校の背景としていじめ以外の主な要因があると認められたもの。

(2) 関係者への意向確認等

ア 対象児童生徒および保護者への意向確認

○重大事態の調査を開始した初期の段階で、本方針に基づいて、中野区教育委員会の公表に関する考え方を説明し、公表の有無や公表内容、公表方法についての意向を確認する。その際には、保護者だけでなく、必ず対象児童生徒本人にも説明を行い、本人の意向も確認する。

○調査報告書作成後の報告時に、対象児童生徒および保護者に対して、公表の有無、公表する場合は公表内容及び公表方法についての意向を改めて確認する

○公表する概要版の報告書を作成した後、改めて公表内容を確認する。

イ 関係児童生徒および保護者への説明等

○関係児童生徒および保護者に対しても、重大事態の調査を開始した初期の段階で、公表についての考え方を説明する。

○調査報告書作成後にも調査報告書の内容や公表内容、公表方法を説明する。

○関係児童生徒および保護者が公表内容に意見がある場合、説明後2週間以内に書面で提出することができることとする。ただし、関係児童生徒および保護者より公表に対する反対の意見があったとしても公表する場合がある。

(3) 公表内容および公表方法等

ア 公表内容

調査報告書の概要を原則とし、本事案の概要及び経過、中野区教育委員会いじめ問題対策委員会の提言、再発防止策とする。ただし、事案の内容や対象児童生徒および保護者の意向も踏まえ、個人情報保護法および中野区個人情報の保護に関する法律施行条例、中野区個人情報の保護に関する法律等施行規則(教育委員会規則)等の規定に照らし、内容を増減することがあり得る。

イ 公表方法

中野区のホームページへの掲載により公表とする。

ウ 公表期間

公表期間については、原則として公表開始から3か月を経過する日までとする。

ただし、以下の場合には公表期間内であっても掲載を中止する。

(ア) 対象児童生徒および保護者から要望があった場合

(イ) 公表された情報が濫用され、SNS等をはじめ、誹謗中傷や根拠のない噂により対象児童生徒および関係児童生徒の権利が侵害されるような行為が認められた場合

エ 公表範囲

公表の意義・目的と公表することによる弊害等の影響を総合的に勘案し、公表の範囲を決定する。ただし、以下の事情については、公表の意義・目的と公表することによる弊害が大きいものであるため、公表の範囲に含めない又は公表を慎重に検討するものとする。

(ア) 公表の範囲に含めない情報

・関係者個人の特定につながる情報(学校名、学級名、教職員名を含む)

(イ) 公表を慎重に検討する情報

以下の情報が公表内容に含まれる場合は、慎重に検討し、対象児童生徒、関係児童生徒及び双方の保護者に説明し、公表の了承を得られるように努める。

- ・対象児童生徒、関係児童生徒および双方の保護者の家庭環境、病状・病歴、障害などの特に配慮を要する情報
- ・調査対象者固有の情報であり、調査対象者の特定がなされる可能性などのある事情（発言、行動等に関する事情を含む）

令和7年6月

中野区教育委員会

〈公表する概要版の報告書の例〉

調査報告書【概要版】

※本報告書は、●年●月●日に（調査主体）から提出のあった報告書を基に、本区の公表ガイドラインに従って、中野区教育委員会いじめ問題対策委員会の確認のもと、事務局が公表のための概要版として作成したものです。

1 本事案の概要について

中野区区立小（中）学校に通う児童（生徒）が、いじめが原因で相当の期間学校を欠席する状態が続いたため、令和●年●月に「中野区教育委員会いじめ問題対策委員会」にて「いじめ重大事態」として認定しました。

本事案については、「中野区いじめ防止等対策推進条例」の規定に基づき、外部の学識経験者等から構成される「中野区教育委員会いじめ問題対策委員会」による調査が行われ、令和●年●月に教育委員会へ調査報告書が提出されました。

2 いじめに関する事実の概要（いじめの態様などを含む）

3 本事案の経過

令和●年●月	中野区教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会にて調査開始
令和●年●月	中野区教育委員会いじめ問題対策委員会調査部会より調査結果提出
●月	教育委員会から調査報告書・再発防止策を区長へ提出

4 中野区教育委員会いじめ問題対策委員会「調査報告書」の提言について

（1）学校及び教育委員会の対応

（2）再発防止策